

平成28年1月より

# マイナンバー制度が始まりました。

## ● マイナンバー制度について

平成28年1月より、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)が始まりました。マイナンバー制度では、日本に住民票を有するすべての方に、12桁の個人番号(マイナンバー)が割り当てられ、社会保障・税・災害対策に活用されます。また、法人には13桁の法人番号が割り当てられました。

### マイナンバーのお届出が必要な主なケース

- 1 新規口座の開設**
- 2 NISA口座の開設・金融機関の変更**  
ジュニアNISA口座の開設  
特定口座の開設 等  
既に弊社にマイナンバーをお届出いただいている場合は不要です。
- 3 氏名・住所などの変更**  
マル優・特別マル優の申込・廃止 等  
既に弊社にマイナンバーをお届出いただいている場合も、改めてお届出いただく必要があります。
- 4 平成27年12月末までに岩井コスモ証券に口座を開設  
いただいているお客様**  
順次、弊社より手続きに必要な書類をお送りします。  
平成30年12月までに、マイナンバーのお届出をお願いいたします。  
ただし、②③のお手続きの際は、その時点でマイナンバーのお届出が必要です。

## なぜ、証券会社にマイナンバーを届出する必要があるの？

証券会社では、支払調書や特定口座年間取引報告書等を税務署へ提出しており、その各調書等にマイナンバー(個人番号・法人番号)を記載するため、お客様よりマイナンバーを取得する必要があります。法律で定められた目的以外で、マイナンバーを使用することや他人に提供することはございません。

**証券会社へのマイナンバーのお届出が法律で義務付けられています。**

# マイナンバー届出のお手続きについて

個人のお客様

マイナンバーの届出が必要なお手続きの際は、「マイナンバー確認書類」および、「本人確認書類」のご提出が必要です。

## マイナンバー確認書類について

①②③よりいずれか1つをご用意ください

### ①「通知カード」表面のコピー

個人番号（マイナンバー）通知のために住民票の住所へ送付された紙製のカードです。



❗裏面に訂正事項の記載がある場合は裏面のコピーもご用意ください。

### ②「個人番号カード※」両面のコピー

申請により市区町村から交付されるプラスチック製のカードです。裏面に個人番号（マイナンバー）が記載されていますので、必ず両面のコピーをご用意ください。



コピーの【臓器提供意思表示】の部分は黒く塗り潰してください。

※「個人番号カード」はマイナンバーカードの正式名称です。

### ③ 個人番号（マイナンバー）の記載のある住民票の写し・住民票記載事項証明書

原本をご用意ください。コピー不可 ※6ヶ月以内に作成されたものに限りです。

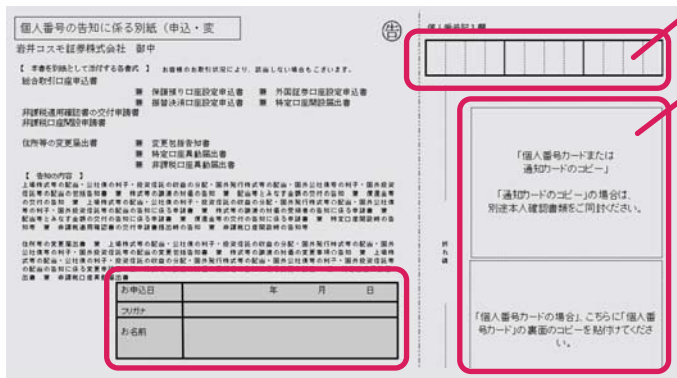
## 本人確認書類について

マイナンバー確認書類によって必要な本人確認書類が異なります

マイナンバー確認書類	本人確認書類
通知カード	顔写真付の本人確認書類 1種類 または 顔写真が付いていない本人確認書類 2種類
個人番号カード	不要 ※個人番号カードは本人確認書類を兼ねています。
個人番号の記載のある住民票の写し・住民票記載事項証明書	住民票の写し・住民票記載事項証明書以外の本人確認書類 1種類

平成27年12月末までに、弊社に口座開設されているお客様については、弊社からお送りしたお客様のお名前等が印字された「個人番号通知届出書」にてマイナンバーをお届出いただく場合は、本人確認書類のご提出は不要です。

## 手続き書類のご記入等について



### マイナンバー記入欄

・12桁のマイナンバー(個人番号)をご記入ください。

### 「通知カード」または「個人番号カード」のコピー貼付欄

【上段】  
表面のコピーを貼付してください。

【下段】  
裏面のコピーを貼付してください。  
※通知カードをご用意の場合、裏面に訂正事項の記載がない場合は不要です。

❗「個人番号（マイナンバー）の記載のある住民票の写し・記載事項証明書」をご用意の場合、のり付けせず、原本をご提出ください。

\*実際の書類と異なる場合があります。

弊社では、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、「金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務」及び「金融商品取引に関する法定書類の作成・提供事務」に限り個人番号を利用いたします。



商号等：岩井コスモ証券株式会社 金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第15号  
加入協会：日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会

※当資料は平成28年8月現在の情報をもとに作成しております。